

平成 30 年 4 月から医療費助成制度が変わります

大阪市では、老人医療費助成制度、重度障がい者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度及びこども医療費助成制度を実施しています。この度、制度を持続可能なものとするため、平成 30 年 4 月から制度の内容を変更します。

【対象者の追加】 各制度の対象者に、次の方を追加します。

制度	追加される対象者（所得制限あり）
重度障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方 難病法の助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金 1 級相当の方または特別児童扶養手当 1 級相当の児童 現行、老人医療費助成を受けている重度障がい者
ひとり親家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所から DV 保護命令が出された DV 被害者 現行、老人医療費助成を受けているひとり親家庭の親または養育者

【整理・統合による移行】 各制度との整理・統合を行い、対象者の範囲を変更します。

制度	変更点
老人医療	<ul style="list-style-type: none"> 重度障がい者医療費助成制度とひとり親家庭医療費助成制度に統合されますが、この 2 制度における対象者の条件（今回の変更後の内容）を満たさない方は対象外となります。 ※ 平成 30 年 3 月末までに資格認定されている方は、平成 33 年 3 月末まで助成対象となります。 なお、平成 33 年 3 月末までの間に現行の老人医療費助成制度の対象者の条件を満たさなくなった場合は、その時点で対象外となります。

【一部自己負担額の変更】 医療機関の窓口などでお支払いいただく金額を変更します。

制度	一部自己負担額	現行制度（～H30.3）	変更後（H30.4～）
重度障がい者医療	1 日の負担額	1 医療機関ごとに 500 円	1 医療機関ごとに 500 円（治療用装具含む）
	1 月の負担日数	1 医療機関ごとに 月 2 日まで	日数上限なし
老人医療	1 月の負担上限額	2,500 円 （医療費と訪問看護利用料は合算せず別計算）	3,000 円 （医療費（薬局での負担を含む）・訪問看護利用料合算）
	薬局での負担	本人負担なし	1 日あたり 500 円 （日数上限なし）

【助成範囲の変更】 助成対象となる医療費などを変更します。

制度	変更点
重度障がい者医療 老人医療	<ul style="list-style-type: none"> 精神病床への入院医療費を助成対象外とします。 ※ 平成 30 年 3 月末までに資格認定され、4 月以降も継続して資格認定されている方は、平成 33 年 3 月末まで助成対象となります。
ひとり親家庭医療 老人医療 こども医療	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護利用料を新たに助成対象とします。

詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当にお問い合わせください。

○ 平成 30 年 4 月からの各医療費助成制度の内容

重度障がい者医療費助成制度

《助成を受けることができる方》

大阪市内にお住まいの、国民健康保険や被用者保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方。ただし、本人の所得について、所得制限があります。

- ① 身体障がい者手帳（1・2級）の交付を受けた方
- ② 療育手帳（A）または認定カードの交付を受けた方
- ③ 身体障がい者手帳（3～6級）かつ療育手帳（B1）の交付を受けた方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方
- ⑤ 難病法の助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金（1級）相当の方または特別児童扶養手当（1級）相当の児童

◎所得制限額…障がい基礎年金の全部支給停止基準と同じ
扶養人員 0 人の場合 462 万 1 千円以下（扶養人員 1 人につき 38 万円を加算）

《助成の内容》

- ・保険診療が適用された入・通院医療費及び訪問看護利用料の自己負担の一部を助成します。
ただし、精神病床への入院医療費は助成の対象ではありません。

◎一部自己負担…1 医療機関 1 日あたり最大 500 円（治療用装具・薬局での負担があります）
※医療機関を受診する度にご負担いただきます。また、1 か月の負担上限額は 3,000 円です。

*重度の身体障がいのある方または重度の知的障がいのある方は、別途制度により、入院時食事療養費の自己負担または入院時生活療養費の自己負担（食事提供に関わる部分）が助成の対象となります。

ひとり親家庭医療費助成制度

《助成を受けることができる方》

大阪市内にお住まいの、国民健康保険や被用者保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方。ただし、父もしくは母などの所得について、所得制限があります。

- ① ひとり親家庭で、18 歳に達した日以降最初の 3 月 31 日までの児童
 - ② 上記児童を監護する母もしくは父、又は父母以外の養育者
- ※ DV 保護命令が出された DV 被害者も含む

◎所得制限額…児童扶養手当の一部支給の所得制限限度額と同じ
扶養人員 0 人の場合 父母等 192 万円未満、扶養義務者等 236 万円未満
（扶養人員 1 人につき 38 万円を加算）

《助成の内容》

- ・保険診療が適用された入・通院医療費及び訪問看護利用料の自己負担の一部
- ◎一部自己負担…1 医療機関 1 日あたり最大 500 円（薬局での負担はありません）
※月 2 日までご負担いただきます。また、1 か月の負担上限額は 2,500 円です。
- ・入院時食事療養費の自己負担または入院時生活療養費の自己負担（食事提供に関わる部分）

こども医療費助成制度

《助成を受けることができる方》

大阪市内にお住まいの、国民健康保険や被用者保険に加入している方で、次に該当する方。ただし、12 歳（中学校就学）以上のおこさまは、保護者の所得について、所得制限があります。

- ・ 0 歳から 18 歳（18 歳到達後の最初の 3 月末）までのこども

◎所得制限額…児童手当の所得制限限度額と同じ
扶養人員 0 人の場合 622 万円未満（扶養人員 1 人につき 38 万円を加算）

《助成の内容》

- ・保険診療が適用された入・通院医療費及び訪問看護利用料の自己負担の一部
- ◎一部自己負担…1 医療機関 1 日あたり最大 500 円（薬局での負担はありません）
※月 2 日までご負担いただきます。また、1 か月の負担上限額は 2,500 円です。